

# 第4回 愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和4年8月25日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第4回愛媛地方最低賃金審議会

### 資料目次

令和4年8月25日

1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写） (令和4年8月9日付け愛媛賃審発第2440号) .....	1
2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写） (愛媛労働局一般公示第4号) .....	5
3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書	
(1) 2022年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）(2022 年8月22日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫) .....	7
(2) 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）(2022年8月24日付け 愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内 佑樹) .....	8
(3) 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写）(2022年8月24 日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行) .....	10
4 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） (令和4年8月22日 愛媛地方最低賃金審議会小委員会委員長) .....	13
5 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました (厚生労働省発表 令和4年8月23日) .....	15

写

愛媛賃審発第2440号  
令和4年8月9日

愛媛労働局長  
瀧原 章夫 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏



### 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付け愛媛労発基0630第1号をもって貴職からの諮問について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の愛媛県最低賃金（時間額793円）は、令和2年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、愛媛県最低賃金の改正決定に当たり、当審議会は、政府、その他関係機関に対し、コロナ禍の企業に与える影響や、原材料費の高騰等によるコストの増大、さらに増大したコストを十分に価格転嫁できていない現状など、企業経営を取り巻く環境は、愛媛県はもとより地方の中小企業・小規模事業者にとって非常に厳しい状況にあることから、より利用し易い形の業務改善助成金制度などによる生産性向上に向けた支援や労務費などのコスト上昇分を適切に価格等に転嫁できる環境整備について、より一層の取組強化を強く要望する。

## 別紙1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 別紙2

### 愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793 円
- (3) 発 効 日 令和2年10月3日

#### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）  
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,091.51712円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 793 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ & \quad \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,602 \text{ 円} \end{aligned}$$





## 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 愛媛労働局一般公示第4号

令和4年8月9日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和4年8月24日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年8月9日

愛媛労働局長　瀧原　章夫

記

### 愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



2022年8月22日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）  
議長 今井 正夫

### 2022年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

8月9日に開催された第3回愛媛地方最低賃金審議会で、2022年愛媛県の最低賃金を32円引き上げ、853円とする答申に、異議を申し立てます。

(1)32円引き上げでは不十分であり、以下の点から愛媛県最低賃金を1,000円以上に引き上げるべきです。

7月の消費者物価は、前年同月比で2.4%上昇し、11ヶ月連続での上昇で、2%を超えるのは4ヶ月連続となっています。その主要な上昇は、食料品、電気・ガス代の値上がりが主因で、家計の圧迫が一段と強まっています。しかも、食料品の10月値上げが多く予定されているなど、ますます物価高騰が続きます。その中の、32円の引き上げでは、「労働者の生計費」を最低賃金の引き上げの根拠とするには、不十分です。

(2)地域間格差の解消にはならず、人口減少の歯止めにはなりません。

昨年の愛媛と東京の格差220円から、今回の答申で219円になりましたが、この金額の格差は、人口の流出の歯止めにはなっていません。早急に、格差是正の面からも最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度への道をあげていただきたい。

(3)初めて、答申に政府、その他関係機関に対して、中小企業への支援要望を出したことは評価できますが、もっと具体的な内容として要望をだしていただきたい。

(4)今回の答申について、8月9日の専門部会・審議会本審での採決結果と議論結果については報告されず、他県と比べて審議会の公開が進んでいません。更なる公開を進めるべきです。

以上



2022年8月24日

愛媛労働局局長 潤原 章夫様  
愛媛地方最低賃金審議会会长 森本 明宏様

## 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書



愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部  
部長 山内 佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会が A・B ランクで +31 円、C・D ランクで +30 円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねられました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安の +32 円の 853 円とされました。

今回異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った 32 円引き上げの 853 円とする答申は憲法 25 条及び労働基準法第 1 条 1 項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばない点について申し上げます。

最低賃金法 1 条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。最賃近傍で働く労働者はエッセンシャルワーカーも多く、いのちとくらしを守る人たちの生活は脅かされ続けています。8月9日に答申された 853 円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

（1）最低賃金はただその日が暮らせればいいというわけではないことは、憲法 25 条、労働基準法第 1 条 1 項、最低賃金法第 1 条でも明らかです。

現行の最低賃金額は、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円の水準に届いておらず、コロナに限らず（例えば病気とか）「何か」に備えて蓄えることは到底できません。「労働者の生活の安定」どころか、コロナ感染拡大状況によっては、休業・シフト削減、突然の解雇などで「労働条件の改善」もままならず、不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況になることがこの間明らかとなりました。

またコロナ禍は、収束どころか過去最悪を更新する感染拡大の様相をみせています。コロナ禍が、特に非正規労働者の生活に多大な影響を与え、時給で働く労働者は最低賃金が低いが故、「明日の生活も不安定」であることも明らかとなっていました。

報道によれば、2022 年度の物価上昇率は、前年度比 2.6% 上昇との見通し（7/26 愛媛新聞）が示されました。8月 13 日の総務省・日本銀行の調査によれば、エネルギーと食料を中心とする物価高は低所得世帯ほど家計の重荷になっていることも裏付けられています

(8/14 愛媛新聞)。

最低賃金決定の3要素のうち「今年度は特に労働者の生計費を重視した目安額とした」とされていますが、少なくとも3%程度の物価上昇を考慮し、さらに物価高騰が低所得者ほど重荷になることを考えれば、この物価上昇分を最低賃金額に加味しなければ、現状維持にとどまり、最低賃金を引き上げた効果はうち消えぼなく、現在の生計の維持も困難な状況が続くのではないでしょうか。物価の上昇等を踏まえた最低賃金額の再検討をお願いいたします。

(2) 今年の中央最低賃金審議会はランクで分け、30~31円の引き上げ目安を示しました。これまでも中央最低賃金審議会の目安がさらなる地域間格差を生み出し続けてきましたが、最低賃金が高いところほど高くなる目安が続くのであれば、引き続き格差は拡大する一方です。

地域の維持への課題となっている人口流失では、最低賃金の高いところへ人が集まっていることが明らかとなり、これまでも問題視されてきました。最低賃金の地域間格差の是正が急務であり、改めて全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上

2022年8月24日

愛媛労働局局長 滝原 章夫 様  
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部  
書記次長 堀川孝行  
松山市三番町 8-10-2

### 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である32円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

#### 記

##### 1. 物価・原料高の現状からも、コロナ禍にある労働者の生活を支えるには不十分

今回の愛媛審議会の答申が「32円引き上げ」となった。中央審議会の目安を1円上回ったが、再度感染が拡大するコロナ禍の影響は多方面に及んでいる。また物価・原料高騰で、生活必需品まで大幅な値上げとなっており、今回の3%程度の引き上げ額では実質的な賃上げの効果がない。審議では「特に労働者の生計費を重視した」とするが、物価上昇への考慮は見られない。これらの情勢に対応する引き上げ水準を再度の検討が必要と考える。

##### 2. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額である

最低賃金法9条2項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の3要素が規定され、今年はている。生計費から言えば、時間額853円としても年収で200万円にも届かず低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。

##### 3. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を意見書でも求めてきた。それは、将来的にどのような額の愛媛県の最低賃金額が必要・適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論・方策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地賃として行うべきではないか。



#### 4. 愛媛地方最低賃金審議会の積極的な情報公開を求める

最低賃金は社会を変える可能性のあるものとして注目も集まっており、公労使委員による議論の積み重ねこそがより良い制度の礎となるものであり、その過程は内向きにすべきではない。その議論の過程を多くの人に知らせ世論を喚起すること、特に最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度の実現』を」「せめて最低賃金引き上げで窮することのない中小零細企業を支援する予算・制度を国へ要求を」と要望し、今回の最低賃金額の答申が、特に時給などで働く非正規労働者、コロナ禍や生活必需品等の値上がりによって苦しむすべての人に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上



令和4年8月22日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
小委員会  
委員長 井上 雄基

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年6月30日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、参考人からの意見聴取等3回にわたり、慎重に調査審議を重ねた結果、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号）愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第2号）、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号）、愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第6号）及び愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第4号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員  
井上 雄基 宮谷 しのぶ 森本 明宏

労働者代表委員  
白石 浩司 曽我 一樹 竹本 良賢

使用者代表委員  
小野 雄史 小池 久志 八塚 洋



報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長	岡 英範
主任中央賃金指導官	友住 弘一郎
副主任中央賃金指導官	杉山 彰浩
(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)	
(直通電話) 03 (3502) 6758	

## 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引上げの961円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）
- ・改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）
- ・全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

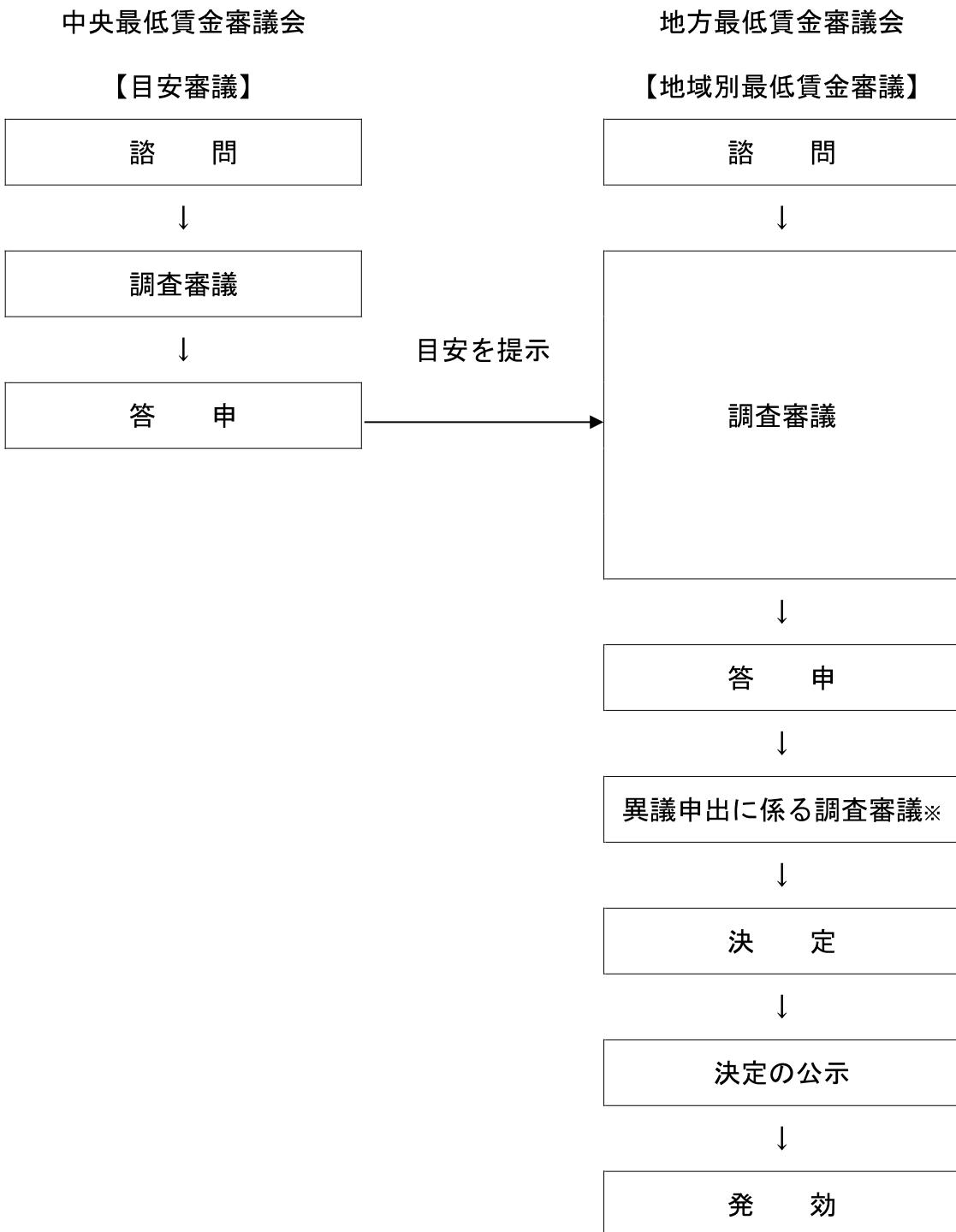
**令和4年度 地域別最低賃金 答申状況**

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	30	920 ( 889 )	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 ( 853 )	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 ( 828 )	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 ( 879 )	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 ( 882 )	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 ( 865 )	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 ( 956 )	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 ( 953 )	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 ( 1041 )	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 ( 1040 )	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 ( 859 )	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 ( 861 )	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 ( 858 )	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 ( 866 )	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 ( 880 )	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 ( 913 )	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 ( 955 )	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 ( 902 )	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 ( 896 )	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 ( 937 )	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 ( 992 )	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 ( 928 )	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 ( 866 )	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 ( 859 )	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 ( 824 )	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 ( 862 )	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 ( 899 )	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 ( 857 )	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 ( 824 )	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 ( 848 )	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 ( 870 )	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 ( 930 )	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催